

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(空中線電力の表示) 第四条の四 「略」 2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。 「一・二 略」 三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（二七〇MHzを超え二二七・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直行周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直行周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 「四〃九 略」 「三〃五 略」
改正前	(空中線電力の表示) 第四条の四 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（二七〇MHzを超え二二七・五MHz以下の周波数の電波を使用し、通信方式に直行周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及び直行周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信をいう。）を行う無線局の送信設備 「四〃九 同上」 「三〃五 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号50の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百七号（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
周波数帯		不要発射の強度の許容値		周波数帯		不要発射の強度の許容値	
〔略〕	一三〇MHzを超え一三〇MHz以下	〔略〕	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が三・二マイクロワット以下の値。ただし、陸上移動局又は携帯局の送信装置にあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が一マイクロワット以下の値	〔同上〕	一〇七・五MHzを超え一一五MHz以下	〔同上〕	〔同上〕
一三〇MHzを超え一GHz以下	〔略〕	1 空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値 2 空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値	〔略〕	一・五MHzを超え一GHz以下	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に免許を受け、又は免許を申請している電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十二年総務省告示第三百七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に受けている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においてもなお効力を有する。

4 この告示の施行の際現にされている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を

行う無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なお効力を有する。

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																		
[別表 1～別表 3 略] [別紙 1 略] 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 [1 略] 2 公共業務用無線局 [(1)～(20) 略] (21) 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。 [ア～キ 略] ク 周波数 周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、<u>(ア)及び(イ)</u>のとお り指定する。 <table><tr><th>チャンネル番号</th><th>チャンネル</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>6</td><td>197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数</td></tr><tr><td>7</td><td>202. 5MHzから207. 5MHzまでの周波数</td></tr><tr><td>8</td><td>207. 5MHzから212. 5MHzまでの周波数</td></tr><tr><td>9</td><td>212. 5MHzから217. 5MHzまでの周波数</td></tr></table> <u>(ア)</u> チャンネル番号 1 から 6 までのチャンネルに含まれる周波数にあつては、次のとおり指定 する <u>A</u> 国、地方公共団体等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられる チャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チ ャネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定 し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波とし てそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数 から必要な周波数を指定することができる。 <u>B</u> 指定公共機関等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャ ネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チャネ ルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定する	チャンネル番号	チャンネル	[略]	[略]	6	197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数	7	202. 5MHzから207. 5MHzまでの周波数	8	207. 5MHzから212. 5MHzまでの周波数	9	212. 5MHzから217. 5MHzまでの周波数	[別表 1～別表 3 同左] [別紙 1 同左] 別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 陸上関係 [1 同左] 2 公共業務用無線局 [(1)～(20) 同左] (21) 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局 200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の審査は、次の基準により行う。 [ア～キ 同左] ク 周波数 周波数については、次の表に掲げるチャンネルに含まれる周波数から、<u>(ア)から(キ)まで</u>の とおり指定する。 <table><tr><th>チャンネル番号</th><th>チャンネル</th></tr><tr><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td>6</td><td>197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数</td></tr></table> <u>(ア)</u> 国、地方公共団体等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられる チャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を、主運用波として当該チ ャネルとチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定 し、当該無線局の開設の目的を達成するために希望している場合には、第二運用波とし てそれらのチャンネルのいずれともチャンネル番号の異なる一のチャンネルに含まれる周波数 から必要な周波数を指定することができる。	チャンネル番号	チャンネル	[同左]	[同左]	6	197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数
チャンネル番号	チャンネル																		
[略]	[略]																		
6	197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数																		
7	202. 5MHzから207. 5MHzまでの周波数																		
8	207. 5MHzから212. 5MHzまでの周波数																		
9	212. 5MHzから217. 5MHzまでの周波数																		
チャンネル番号	チャンネル																		
[同左]	[同左]																		
6	197. 5MHzから202. 5MHzまでの周波数																		

ことができる。

C 5MHz以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5MHzのチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定する。

D 一の免許人に対し、二以上の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあっては、一の免許人所属の2局目以降の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局に係る主運用波及び第二運用波には、それぞれ既に免許している200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。

E 主運用波に限り、移動範囲に上空を含むことができる。この場合において、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、上空で使用することができる。」旨の附款を付すものとする。

F 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付すものとし、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付すものとする。

G 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付すものとし、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付すものとする。

(イ) チャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数にあっては、次のとおり指定する

A チャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数は、Bに規定する場合を除き、(ア)に掲げるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数の指定を受けている免許人以外のものに指定する。ただし、申請者が初めて当該周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局（一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数を効率的に利用するものとして、都道府県単位での利用に換算して、一都道府県当たり1対向（2局）程度を運用することを想定した局数。B及びCにおいて同じ。）以上である場合に限る。

B (ア)に掲げるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数の指定を受けている免許人にチャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数を指定する場合は、当該免許人が現に指定を受けている主運用波を使用する無線局が現に100局以上開設されており、かつ、当該免許人が新たにチャンネル番号7から9までのチャンネルに含まれる周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局以上である場合に限る。

C A又はBの規定により指定を受けたチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数に加え、当該チャンネルとチャンネル番号の異なるチャンネルに含まれる周波数を指定する場合は、当

(イ) 指定公共機関等が開設する無線局については、共通波として共通波に用いられるチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から必要な周波数を指定することができる。

該免許人が新たに当該周波数の指定を受けた無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数が一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数当たり、100局以上である場合に限る。 D <u>AからCまでの規定による審査に当たっては、初めて又は新たに周波数の指定を受けた200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許の有効期間における開設計画に係る資料の提出を求め、当該無線局の免許の有効期間中に開設される予定の無線局数を確認するものとする。</u> [削る] [削る] [削る] [削る] [削る]	(ウ) 5 MHz以外のチャンネル間隔に係る周波数については、5 MHzのチャンネル間隔に係る周波数と併せて指定する場合に限り、指定すること。 (エ) 一の免許人に対し、二以上の200MHz帯広帯域移動無線通信システムの無線局の免許を与える場合にあっては、一の免許人所属の二番目以降の無線局に係る主運用波及び第二運用波には、それぞれ既に免許している無線局に係る主運用波及び第二運用波と同一のチャンネル番号のチャンネルに含まれる周波数から指定する。 (オ) 主運用波に限り、上空での利用を可能とする。その場合、「この周波数の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、上空で使用することができる。」旨の附款を付して指定する。 (カ) 共通波については、「この周波数の使用は、災害時に他の免許人所属の無線局との相互通信に使用するものとする。ただし、他の無線局の運用に妨害を与えない場合には、免許人所属の無線局相互間の通信に使用することができる。」旨の附款を付して指定する。 また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。 (キ) 第二運用波については、「この周波数の使用は、他の免許人所属の無線局相互間の通信を行う無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して指定する。 また、移動範囲に上空を含む場合は、「この周波数の使用は、上空を除く。」旨の附款を付して指定する。
[ケ・コ 略] サ 他の無線局への干渉回避 [(ア) 略] (イ) <u>クに掲げる表のチャンネル番号8及び9に含まれる周波数の電波の使用に当たっては、222MHzを超え230MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局へ干渉の影響を与えないよう、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講じられていること。</u> (ウ) [略] [シ 略] [(22) 略] [3・4 略]	[ケ・コ 同左] サ 他の無線局への干渉回避 [(ア) 同左] [新設] (イ) [同左] [シ 同左] [(22) 同左] [3・4 同左]

[第3～第5 略]	[第3～第5 同左]
[別紙3 略]	[別紙3 同左]
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。